# 表彰審查委員会 会議結果

- 1 日 時 平成20年10月1日(水)午前10時00分~午前11時05分
- 2 場 所 役場審議室
- 3 出席者 表彰審査委員会委員

西村町議会議長、長谷川副議長、渡部総務産建委員長、

尾岸町長、田浦副町長、北川教育長 6人

総務課 服部総務課長、武山主査 2人 合計8人

4 会議の概要

会議開催にあたり、表彰審査委員会委員長の尾岸町長のあいさつの後、議 案に従い各表彰の被表彰者の決定について、推薦のあった表彰候補者の審査 を行った。

1 各表彰の被表彰者の決定について

社会貢献賞

本年度推薦のあった5人について審査。

推薦のあった 5 人とも基準の在職年数・年齢を満たしていることから 社会貢献賞の被表彰者に決定。

## 善行表彰

本年度推薦のあった3人、1団体について審査。

推薦のあった3人、1団体の善行を認め善行表彰の被表彰者に決定。 1団体については、H11年に清掃活動、H16年に高齢者食事会で善行表 彰を受けている。今回は同様の清掃活動と高齢者食事会活動も功績内容 に上がっているが、別件のラベンダーハイツの清拭布縫いと町立病院へ の古布寄付の功績について善行表彰に決定する。

善行表彰については、広く推薦があがれば表彰し、同じ案件でも 5 年 10 年と続けていけば表彰としたい。

## 勤続表彰

本年度推薦のあった18人について審査。

推薦のあった18人とも表彰基準の在職年数以上であるため、勤続表 彰の被表彰者に決定。

2 表彰条例、表彰条例施行規則及び運用方針の改正について

昨年の審査会での検討課題となっていた下記の勤続表彰の見直し意見 勤続表彰規則第6条第1号(町長)第2号(副町長、教育長)第3 号(町議会議員)については、自治功労まで年数の足りない人を表彰す る形となっているが無くしてもいいのでは。

勤続表彰規則第6条第10号の町の公立学校に在職した教職員(10年以上在職者)については、ここ最近では10年以上の在職者はほとんどいない。

上記の項目について服部課長から別紙資料2の説明をし、改正について審議をおこなった。

・ 資料によると勤続表彰を設けている町村は少ない。他町では消防団員・各種委員など職を定めて残しているところもある。職について

調整するか、勤続表彰自体を無くすか意見を賜りたい。

- 勤続表彰自体を無くすと社会貢献賞等の表彰基準まで満たない人を 表彰する機会がなくなるのはどうか。
- ・ 考え方にもよるが、その職によって生活している人が勤続表彰もら うのはどうか。他の職についていて、別の委員等をしている人はい いと思うが。
- 規則第6条の4号から9号までを残す方法もある。1号から3号、 10号についてはどうか。
- ・ 10 号の町の公立学校に在職した教職員については、現在では 10 年 在職することはまず無い。
- 10号については、規則から削除することとする。

### 3 表彰式日程について

本年度の表彰式は 11 月 3 日 (月)午前 10 時から社会教育総合センターで開催することで決定した。

#### 4 その他

- ・ 事務局より、善行表彰の基準施行規則第5条の第1号のエ「孝子節婦その他 善行者」の「孝子節婦」の文言について
  - 「孝子節婦」の「孝子」とは親孝行な子供、孝行息子という意味があり、「節婦」とは貞節な女性、操の堅い女性という意味がある。
  - 上富・中富・南富では同じ文言を使っているが、他の町村は「著しい善行があり町民の模範となる」「著しい善行があり衆人の模範となる個人及び団体」等となっている。住民会長等への案内送付の際の表彰基準表にもこの文言が記載されているが現在の時代背景等も考えこの表現でよろしいかどうか。
- ・外に向かっての善行ではなく家庭の中での善行も表彰の対象としている。
- ・ 今回の栄町住民会女性部と鈴木努氏の善行表彰については、第5条の第1号 の工「孝子節婦その他善行者」の「その他善行者」に該当し表彰となり、そ の他善行者の部分は削除は考えていない。
- ・ 他町村の善行表彰対象基準等を参考にし改正案を作成し、来年度の表彰審査 委員会で審議することとする。